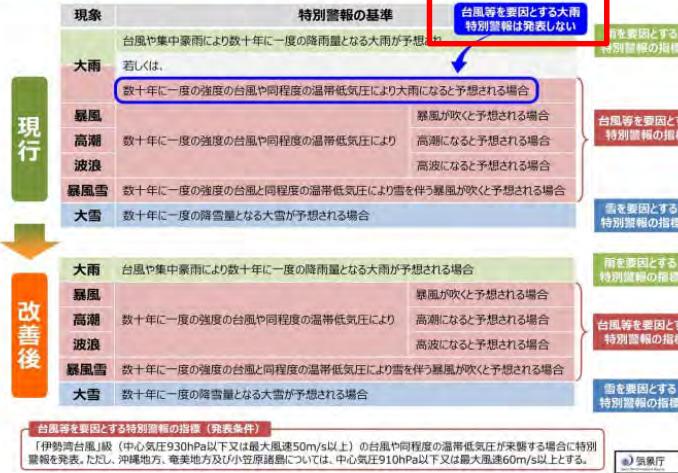


広域避難勧告発令のトリガーの一部変更について

資料4

○令和2年8月に気象庁が発表した台風等を要因とした大雨特別警報の廃止により、広域避難勧告発令のトリガーを一部見直しが必要となりました。各関係者と相談の結果、下記内容にて対応していきます。

気象等特別警報の基準（変更点） 令和2年8月24日



広域避難勧告発令のトリガー 当初

- 特別警報級の可能性がある台風が接近した場合において、下記のいずれかに該当した場合
 - ① 四十万市に大雨特別警報が発表された場合（三河川全氾濫域に広域避難勧告）
 - ② 四十万川流域平均で550ミリ以上の降雨があった場合（三河川全氾濫域に広域避難勧告）
 - ③ 具同（四万十川）水位が無堤部氾濫危険水位を超過し、さらに上流の水位が上昇あるいは今後の予測雨量が110ミリを越える場合（三河川全氾濫域に広域避難勧告）
 - ④ 秋田（後川）水位が水防団待機水位を超過し、今後の予測雨量が100ミリを越える場合（後川氾濫域に広域避難勧告）
 - ⑤ 磐ノ川（中筋川）水位が7.0メートル（避難判断水位7.4m）を超過し、今後の予測雨量が100ミリを越える場合（中筋川氾濫域に広域避難勧告）
 - ⑥ 國土交通省の3時間先の水位予測が、計画高水位を越えると予測した場合（各河川氾濫域に広域避難勧告）



見直し後

（2）広域避難発令の可能性がある場合の運用

1. タイムラインの適用について

気象台から特別警報級の可能性がある台風の情報が来るまでは各機関で通常のタイムラインに基づいた行動

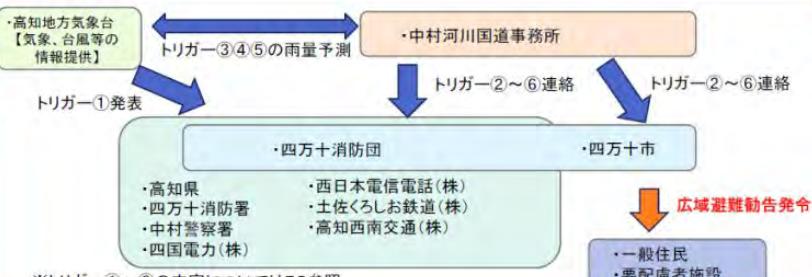
台風の発生を確認後、気象台で特別警報級の可能性がある台風の接近
適用時刻（-48hr、-24hr等）

中村河川国道事務所から、関係機関へ注意喚起・連絡。
広域避難を踏まえたタイムラインの運用

広域避難発令のトリガーとなる事象の発生
適用時刻（-3hr）

中村河川国道事務所から、関係機関へ連絡。
広域避難の対応

2. 広域避難発令のトリガーとなる事象の発生した場合の連絡体制（通常の連絡体制に加えて）



広域避難勧告発令のトリガー

伊勢湾台風級（概ね中心気圧930hPa以下、風速50m/s以上）の勢力の台風が接近した場合において、下記のいずれかに該当した場合

- ① 高知県に台風等を要因とする暴風特別警報が発表された場合
- ② 四十万川流域平均で550ミリ以上の降雨があった場合（三河川全氾濫域に広域避難勧告）
- ③ 具同（四万十川）水位が無堤部氾濫危険水位を超過し、さらに上流の水位が上昇あるいは今後の予測雨量が110ミリを越える場合（三河川全氾濫域に広域避難勧告）
- ④ 秋田（後川）水位が水防団待機水位を超過し、今後の予測雨量が100ミリを越える場合（後川氾濫域に広域避難勧告）
- ⑤ 磐ノ川（中筋川）水位が7.0メートル（避難判断水位7.4m）を超過し、今後の予測雨量が100ミリを越える場合（中筋川氾濫域に広域避難勧告）
- ⑥ 國土交通省の3時間先の水位予測が、計画高水位を越えると予測した場合（各河川氾濫域に広域避難勧告）

